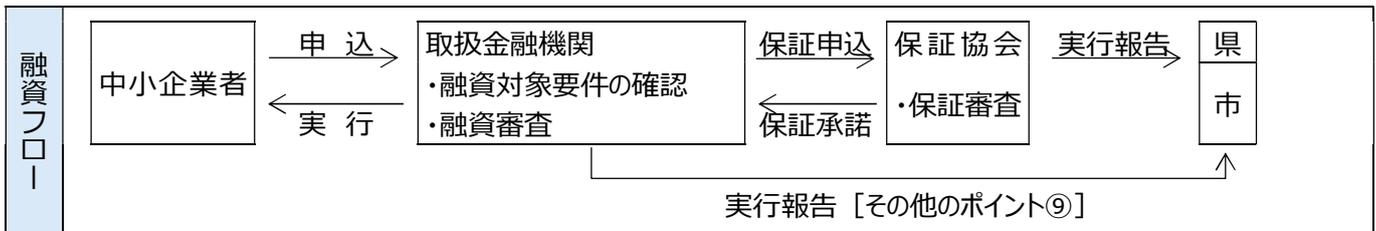


ご利用の手引き

資金名	特別小規模貸付－こうべおうえん【令和7年7月より制度変更】						
目的	小口零細企業保証制度に対応し、神戸市内の小規模事業者が必要とする一般的な事業資金を100%保証（責任共有制度対象外）で供給し、経営の改善と事業の振興に資する [※信用保証料の全額を神戸市が負担]						
融 資 者 対 象 者	神戸市に主たる事業所を有する又は有しようとする（市外からの進出予定者）者で、事業を営んでいる中小企業者等であり、かつ、当該事業に係る市民税を滞納していない者で、小口零細企業保証制度の保証対象者の要件※を満たすもの [その他のポイント①]						
	<p>[※小口零細企業保証制度の保証対象者の要件（概要）] 次の①から③のいずれかに該当し、かつ④に該当する者</p> <p>① 常時使用する従業員数が次の人数以下の会社及び個人 [その他のポイント②③]</p> <table border="1" data-bbox="347 638 1289 763"> <tr> <td>製造業その他（建設業・運送倉庫業・不動産業・旅行業等） 宿泊業・娯楽業</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）</td> <td>5人以下</td> </tr> </table> <p>② 常時使用する従業員数が20人以下の医業を主たる事業とする法人（医療法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等） [その他のポイント②③]</p> <p>③ その他、小口零細企業保証制度要綱に保証対象者として掲げられる組合等</p> <p>④ 保証対象業種を営み、許認可等を必要とする業種は当該許認可等を取得していること</p>				製造業その他（建設業・運送倉庫業・不動産業・旅行業等） 宿泊業・娯楽業	20人以下	卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）
製造業その他（建設業・運送倉庫業・不動産業・旅行業等） 宿泊業・娯楽業	20人以下						
卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	5人以下						
資金使途	設備資金及び運転資金 ただし、市外からの進出予定者は設備資金に限る。						
借 換	県制度融資等の「特別小規模貸付－こうべおうえん」その他の小規模資金からの借換資金として利用可能 [その他のポイント④]						
融 資 条 件	利 率	年1.65%（固定）	期 間	7年以内（うち据置1年以内。ただし、資金使途の全てが設備資金の場合は1年6か月以内）			
	限 度 額	1企業・1組合 1,000万円 （既存の協会保証残高と合算で2,000万円が限度となります） [その他のポイント⑤]	預 託	あり			
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける					
	特 別 保 証 制 度 等	小口零細企業保証制度に対応					
	責 任 共 有 制 度	対象外					
	保 証 料 率	信用保証料の全額を神戸市が負担 [その他のポイント⑥⑦]					
	連 帯 保 証 人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）					
	担 保	保証協会の定めによる					
申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所、神戸市 [その他のポイント⑧]						
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）						
添 付 書 類	② 申込日時時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書						
	③ 神戸市進出事業計画書（様式第9号）（神戸市外からの進出の場合）						
	④ 米国関税措置に関する影響調査表（様式第15号）						
	⑤ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類						



その他のポイント

- ① 国の全国統一制度である小口零細企業保証制度を利用する者を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いは小口零細企業保証制度要綱に依拠します。小口零細企業保証制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。
- ② 「常時使用する従業員数」の数は以下のとおりです。
  - ア 事業主と生計を一にしている三親等以内の家族従業員は、有給・無給にかかわらず含みません。
  - イ 会社役員は、含みません。
  - ウ 支店等を有する場合は、企業全体の従業員をいいます。
  - エ 季節に応じ臨時的に雇用する従業員（年に1～3か月雇用する場合）は含みません。
  - オ パート職員については、経営上不可欠な人員で営業日数の相当部分（概ね50%以上）について就業している者や、一定時間帯であっても長時間継続的に勤務している者は含みます。
  - カ 従業員の数は、申込時点の数とします。（賃金台帳、労働保険概算・確定保険料申告書で判断します）
- ③ NPO法人は利用できません。（ただし、医業を主たる事業とするNPO法人は利用可能です）
- ④ 小規模資金とは、下表の資金をいいます。ただし、本貸付は責任共有制度の対象外である小口零細企業保証制度の利用を前提としているため、下表に該当する既往借入金のうち、責任共有制度対象外保証を付したもののからの借り換えにのみ利用可能となります。

区分	資金名
兵庫県中小企業融資制度	特別小規模貸付、小規模無担保貸付、無担保無保証人貸付、こうべおうえん、こうべ小規模、こうべ無担保
平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度	小規模企業おうえん融資、無担保無保証人融資、小規模事業資金融資

なお、追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。

- ⑤ 特別小規模貸付と併用できます。ただし、この場合も、既存の協会保証残高とすべて合算で2,000万円が限度となります。
- ⑥ その他、神戸商工会議所の推薦を受けることにより信用保証料0.1%の割引を受けられることがあります。（令和7年7月1日保証申込受付分より、当初信用保証料は神戸市が全額負担しますが、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料は、神戸市負担の対象外となります。この場合の条件変更に伴い追加して生じる信用保証料は、上記推薦を受けておくことで、0.1%割引後の信用保証料を基に計算されます）
- ⑦ 信用保証料の全額神戸市負担の対象となるものは、令和7年7月1日から令和8年3月31日保証申込受付分を予定しています。※令和8年4月30日までに融資実行することが必要です。
- ⑧ 神戸市の窓口（神戸市経済政策課（神戸市産業振興センター内））でも受付可能です。
- ⑨ 本貸付を実行した場合、信用保証委託申込書（様式第1号）、納税証明書（写）、米国関税措置に関する影響調査表（様式第15号）について、取扱金融機関の取りまとめ店を通じて神戸市経済観光局経済政策課（中小企業金融担当）へ提出してください。